

報 告 第 2 1 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり  
専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月9日提出

新居浜市長 石川 勝 行

令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

写

専決第9号

# 処 分 書

令和2年度 新居浜市一般会計補正予算（第3号）について

令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）を次のとおり定める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年6月1日

新居浜市長 石川 勝行

## 令和2年度 新居浜市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ409,788千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,688,264千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		20,017,375	348,416	20,365,791
	1. 国庫負担金	6,695,353	10,044	6,705,397
	2. 国庫補助金	13,305,633	338,372	13,644,005
19. 繰入金		1,756,866	61,372	1,818,238
	1. 基金繰入金	1,756,866	61,372	1,818,238
歳入合計		63,278,476	409,788	63,688,264

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

千円

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		17,224,429	68,566	17,292,995
	1. 総務管理費	16,335,863	68,566	16,404,429
3. 民生費		21,230,619	72,363	21,302,982
	1. 社会福祉費	9,944,164	13,392	9,957,556
	2. 児童福祉費	8,877,256	58,971	8,936,227
4. 衛生費		4,129,945	1,592	4,131,537
	2. 清掃費	2,444,523	1,592	2,446,115
7. 商工費		1,971,507	237,172	2,208,679
	1. 商工費	1,971,507	237,172	2,208,679
9. 消防費		1,792,351	13,694	1,806,045
	1. 消防費	1,792,351	13,694	1,806,045
10. 教育費		5,052,452	16,401	5,068,853
	1. 教育総務費	1,439,189	16,401	1,455,590
歳出合計		63,278,476	409,788	63,688,264

歳入歳出予算補正

(歳出)

千円